

KDDI I o Tコネク ト A i r
通信サービス契約約款

平成29年10月16日
KDDI 株式会社

目 次

第1章 総則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 用語の定義

第2章 KDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスの提供区間

- 第4条 KDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスの提供区間

第3章 KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約

- 第5条 契約の単位
- 第6条 契約申込の方法
- 第7条 契約申込の承諾
- 第8条 利用権譲渡の禁止
- 第9条 KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者が行うKDDI I o Tコネク ト A i r通信契約の解除
- 第10条 当社が行うKDDI I o Tコネク ト A i r通信契約の解除
- 第11条 電気通信番号
- 第12条 KDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスの利用の一時中断
- 第13条 その他の契約内容の変更
- 第14条 その他の提供条件

第4章 付加機能

- 第15条 付加機能の提供

第5章 S I Mの貸与等

- 第16条 S I Mの貸与
- 第17条 電気通信番号その他の情報の登録等
- 第18条 S I Mの破棄
- 第19条 S I Mの管理責任

第6章 利用中止等

- 第20条 利用中止
- 第21条 利用停止

第7章 通信

- 第22条 通信の条件
- 第23条 通信利用の制限等
- 第24条 同上
- 第25条 同上

第8章 通信量の測定等

- 第26条 通信量の測定等

第9章 料金等

第1節 料金等

- 第27条 料金等

第2節 料金等の支払義務

- 第28条 基本料等の支払義務
- 第29条 データ通信料の支払義務
- 第30条 付加機能使用料の支払い義務
- 第31条 手続きに関する料金の支払義務
- 第32条 ユニバーサルサービス料の支払義務

第3節 料金の計算及び支払

- 第33条 料金の計算及び支払

第4節 割増金及び延滞利息

- 第34条 割増金
- 第35条 延滞利息

第10章 保守

- 第36条 契約者の維持責任
- 第37条 契約者の切分責任
- 第38条 修理又は復旧の順位

第11章 損害賠償

- 第39条 責任の制限
- 第40条 免責

第12章 雑則

- 第41条 発信者番号通知
- 第42条 承諾の限界
- 第43条 利用に係る契約者の義務
- 第44条 契約者の氏名等の通知
- 第45条 同上
- 第46条 契約者に係る情報の利用
- 第47条 法令に規定する事項
- 第48条 閲覧

第13章 附帯サービス

- 第49条 附帯サービス

別記

- 1 KDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスの提供区間
- 2 アクセスポイントを介して接続することの出来る当社電気通信サービス
- 3 自営電気通信設備の電話番号の登録等
- 4 契約者の氏名等の変更
- 5 契約者の地位の承継
- 6 技術基準等
- 7 KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者からのKDDI I o Tコネク ト A i r 端末設備の設置場所の提供等
- 8 自営端末設備の接続
- 9 自営端末設備に異常がある場合等の検査
- 10 自営電気通信設備の接続
- 11 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
- 12 KDDI I o Tコネク ト A i r 端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い
- 13 KDDI I o Tコネク ト A i r 端末設備の電波法に基づく検査
- 14 新聞社等の基準
- 15 契約者の禁止行為
- 16 当社の維持責任
- 17 KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者の支払状況等の情報を通知する電気通信事業者
- 18 支払証明書の発行
- 19 請求書の発行
- 20 ユーザーコンソール提供サービス
- 21 端末情報取得サービスの提供
- 22 SMS送信に係る契約者回線の電話番号等を通知する電気通信事業者

料金表

通則

第1表	KDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスに関する料金
第1	基本使用料
第2	データ通信料
第3	付加機能使用料
第4	手続きに関する料金
第5	ユニバーサルサービス料
第6	請求書の発行手数料
第2表	附帯サービスに関する料金等

附則

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、このKDDI I o Tコネクト A i r通信サービス契約約款（以下「この約款」といいます。）を定め、これによりKDDI I o Tコネクト A i r通信サービス（当社がこの約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

（注）本条のほか、当社は、KDDI I o Tコネクト A i r通信サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、事業法施行規則第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページにその内容を掲示します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
4 KDDI I o Tコネクト A i r通信網	主としてデータ通信（電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受ける通信をいいます。以下同じとします。）の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備
5 アクセスポイント	KDDI I o Tコネクト A i r通信網と、別記2に定める当社の電気通信サービスに係る電気通信回線との接続点
5の2 相互接続点	相互接続協定（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）33条第9項若しくは同条第10項又は第34条第4項の規定に基づき電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）相互間で電気通信接続の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づくKDDI I o Tコネクト A i r通信網と当社以外の電気通信事業者の電気通信サービスに係る電気通信設備との相互接続に係る電気通信設備の接続点
6 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるも

	の
7 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
8 無線機器	アンテナ設備及び無線送受信装置を有する端末設備又は自営電気通信設備
9 無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備
10 KDDI I o Tコネク ト A i r 基地局設備	無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号。以下同じとします。)第49条の6の9に定める条件に適合する無線基地局設備又は無線設備規則第49条の29に定める条件に適合する無線基地局設備
11 携帯電話サービス	無線設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信により提供される電気通信サービス
12 PHSサービス	電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第6条第4項第6号に規定するPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信により提供される電気通信サービス
13 携帯電話事業者	携帯電話サービスを提供に係る電気通信事業者
14 PHS事業者	PHSサービスを提供に係る電気通信事業者
15 外国の電気通信事業者	外国の法令に基づいて、その外国において電気通信サービスを提供している者
16 SMS	携帯電話事業者(当社が別に定めるものに限ります。)が提供する携帯電話サービスの電気通信番号、PHS事業者が提供するPHSサービスの電気通信番号又は外国の電気通信事業者(当社が別に定めるものに限ります。)が提供する電気通信サービスの電気通信番号を使用して行う文字メッセージの受信又は送信(当社が別に定める電気通信設備に蓄積する場合を含みます。)
16の2 国際SMS	外国の電気通信事業者(当社が別に定めるものに限ります。)が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を使用して行う文字メッセージの受信又は送信(当社が別に定める電気通信設備に蓄積する場合を含みます。)であって、SMSに相当するもの
17 KDDI I o Tコネク ト A i r 通信サービス	KDDI I o Tコネク ト A i r 通信網を使用して当社が提供する電気通信サービス
18 KDDI I o Tコネク ト A i r 通信契約	当社からKDDI I o Tコネク ト A i r 通信サービスの提供を受けるための契約
19 KDDI I o Tコネク ト A i r 通信契約者	当社とKDDI I o Tコネク ト A i r 通信契約を締結している者
20 KDDI I o Tコネク ト A i r 端末設備	KDDI I o Tコネク ト A i r 契約に基づいて陸上(河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。)において使用される無線機器

21	KDDI I o Tコ ネクト A i r通信サ ービス利用権	KDDI I o Tコネクト A i r通信契約者がKDDI I o T コネクト A i r通信契約に基づいてKDDI I o Tコネクト A i r通信サービスの提供を受ける権利
22	KDDI I o Tコ ネクト A i r通信回 線	KDDI I o Tコネクト A i r基地局設備とKDDI I o Tコネクト A i r通信契約者が指定するKDDI I O Tコネ クト A I R端末設備との間に当社により設定される電気通信回 線
23	KDDI I o Tコ ネクト A i r通信サ ービス取扱所	KDDI I o Tコネクト A i r通信サービスに関する業務を 行う当社の事業所
24	S I M	KDDI I o Tコネクト A i r契約者の識別番号、その他の 情報を記憶することができるカードであって、KDDI I o T コネクト A i r通信サービスの提供のために、当社が契約者に 貸与するもの
25	端末識別番号	携帯電話やデータ通信端末などにおいて、端末1台ずつに割り 当てられた固有の識別番号を指し、I n t e r n a t i o n a l M o b i l e E q u i p m e n t I d e n t i f i e r (「 国際移動体装置識別番号(端末識別番号)」)のこと。以下、 「I M E I」と呼びます。
26	料金月	1の暦月の起算日(当社がKDDI I o Tコネクト A i r通 信契約ごとに定める毎暦月の一定の日時をいいます。)から次 の暦月の応当する日時の直前までの間
27	セッション	KDDI I o Tコネクト A i r通信網においてKDDI I o Tコネクト A i r端末設備に係るI Pアドレスの割り当て を維持している状態
28	消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規 定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法 律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される 地方消費税の額
29	ユニバーサルサービ ス利用料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担 金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担 金算定等規則(平成14年6月19日総務省令第64号)により算出 された額に基づいて、当社が定める料金
30	A W S	A m a z o n W e b S e r v i c e s , I n c . (以下「A W S社」といいます)が提供するクラウドコンピューティン グサービス
31	A W Sカスタマーア グリーメント	A W S社が規定するA W Sへのアクセス回線および利用条件を 定めたもの
32	V P G	閉域網等接続サービスに係る電気通信回線との接続を行うため に当社が設置する仮想ゲートウェイ。
33	A m a z o n V P C	A W S社が提供する、クラウド上に利用者が定義する仮想ネッ トワーク。A m a z o n V i r t u a l P r i v a t e C l o u d (以下、「A m a z o n V P C」といいます)
34	W V S A W Sダイ	当社がワイドエリアバーチャルスイッチサービス契約約款に定

レクト	めるアクセスサービスであって、閉域網接続回線を経由して拠点からAWSへダイレクトに接続するアクセス回線
35 Gate	KDDI IoTコネク ト Air通信網とKDDI IoTコネク ト Air端末設備との間で仮想ネットワーク接続を実現する機能。
36 カスタムDNS	KDDI IoTコネク ト Airを使用するデバイスに対して独自DNSを設定する機能
37 Peering機能	AWS上の2つの異なるVPC間で通信が出来るようにする基本接続設定
38 閉域網等接続サービス	KDDI IoTコネク ト Airサービス通信サービスにおいて、アクセスポイントを介して、契約者指定するAmazon VPCまたは契約者が指定するWVS AWSダイレクトと接続することのできる電気通信サービス
39 +Beam	KDDI IoTコネク ト Air通信契約者に対し提供する料金第1表第3に定める付加機能であって、通信の暗号化やデータの送信先をKDDI IoTコネク ト Air通信契約者の指定する送信先に変更等を提供するサービス
40 +Canal	KDDI IoTコネク ト Air通信契約者に対し提供する料金表第1表第3に定める付加機能であって、VPG (type-C) を使用して契約の申込者が指定するAmazon VPCとアクセス回線との間で通信を行うために提供する閉域網等接続サービス
41 +Direct	KDDI IoTコネク ト Air通信契約者に対し、料金表第1表第3に定める付加機能であって、VPG (type-D) を使用して契約の申込者が指定するWVS AWSダイレクトとアクセス回線との間で通信を行うために提供する閉域網等接続サービス

第2章 KDDI IoTコネク ト Air通信サービスの提供区間

(KDDI IoTコネク ト Air通信サービスの提供区間)

第4条 当社のKDDI IoTコネク ト Air通信サービスは、別記1に定める提供区間において提供します。

2 当社は、当社が指定するKDDI IoTコネク ト Air通信サービス取扱所において、KDDI IoTコネク ト Air通信サービスのサービス提供地域を閲覧に供します。

第3章 KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約

(契約の単位)

第5条 当社は、1のKDDI I o Tコネク ト A i r回線ごとに1のKDDI I o Tコネク ト A i r通信契約を締結します。この場合、KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者は、1のKDDI I o Tコネク ト A i r通信契約につき1人に限ります。

(契約申込の方法)

第6条 KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約の申込みをするときは、当社所定のウェブサイトにおいて、ユーザーコンソール当社がその申込内容を確認するためのものとして当社が別に定めるものの提出等を伴う当社所定の申込みをしていただきます。

(契約申込の承諾)

第7条 当社は、KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、KDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスの提供に必要な電気通信設備に余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、そのKDDI I o Tコネク ト A i r通信契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みのあったKDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスを提供するために必要な電気通信設備を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約の申込みをした者がKDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスに係る料金その他の債務（以下「料金等」といいます。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約の申込みをした者が第21条（利用停止）の規定によりKDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスの利用を停止されているとき、又は当社が行うKDDI I o Tコネク ト A i r通信契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約の申込みをした者がその申込みにあたり虚偽の申告をしたとき。
- (5) 第43条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (6) その他KDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(利用権譲渡の禁止)

第8条 KDDI I o Tコネク ト A i r通信サービス利用権は譲渡することができません。

(KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者が行うKDDI I o Tコネク ト A i r通信契約の解除)

第9条 KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者は、KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約を解除しようとするときは、あらかじめ、当社所定の方法により、契約事務を行うKDDI I o Tコネク ト A i r通信サービス取扱所に通知していただきます。

(当社が行うKDDI I o Tコネク ト A i r通信契約の解除)

第10条 当社は、第21条(利用停止)の規定によりKDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスの利用を停止されたKDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者がなおその事実を解消しない場合は、そのKDDI I o Tコネク ト A i r通信契約を解除することがあります。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者が第21条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、KDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスの利用停止をしないでそのKDDI I o Tコネク ト A i r通信契約を解除することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにそのKDDI I o Tコネク ト A i r通信契約を解除することがあります。

4 当社は、本条第1項又は第2項の規定により、そのKDDI I o Tコネク ト A i r通信契約を解除しようとするときは、あらかじめKDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者にそのことを通知します。

(電気通信番号)

第11条 KDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスの電気通信番号は、1のKDDI I o Tコネク ト A i r通信回線ごとに当社が定めることとします。

この場合において、当社は、その電気通信番号について、KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、KDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスの電気通信番号を変更することがあります。

(注1) 電話番号の登録等(登録、変更又は消去をいいます。以下同じとします。)は、当社が行います。

(注2) 自営電気通信設備の電話番号の登録等については、別記3に定めるところによります。

(注3) S I Mの電気通信番号の登録等については、第17条(電気通信番号その他の情報の登録等)に定めるところによります。

(注4) 当社は、電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことをKDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者に通知します。

(KDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスの利用の一時中断)

第12条 当社は、KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者から当社が別に定める方法により請求があったときは、KDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスの利用の一時中断(その電気通信番号を他に転用することなくKDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

(その他の契約内容の変更)

第13条 当社は、KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者から請求があったときは、

第6条（契約申込の方法）に規定する契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第7条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱いします。

（その他の提供条件）

第14条 KDDI IoTコネクタ Air通信契約に係るその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第4章 付加機能

(付加機能の提供)

第15条 当社は、KDDI IOTコネク ト A i r 通信契約者から請求があったときは、次の場合を除いて、料金表第1表 (KDDI IOTコネク ト A i r 通信サービスに関する料金) 第3 (付加機能使用料) に定めるところにより、付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求したKDDI IOTコネク ト A i r 通信契約者がKDDI IOTコネク ト A i r 通信サービスに係る料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供を請求したKDDI IOTコネク ト A i r 通信契約者が第19条 (利用停止) の規定によりKDDI IOTコネク ト A i r 通信サービスの利用停止をされている、又は当社が行うKDDI IOTコネク ト A i r 通信契約の解除を受けたことがあるとき。
- (3) 付加機能の提供を請求したKDDI IOTコネク ト A i r 通信契約者が本条第2項の規定により、その付加機能の利用の停止をされている、又はその付加機能の廃止を受けたことがあるとき。
- (4) 付加機能の提供を請求したKDDI IOTコネク ト A i r 通信契約者が、虚偽の内容を含む請求を行ったとき。
- (5) 付加機能の提供が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。
- (6) 料金表第1表第3に特段の定めがあるとき。
- (7) 前各号に掲げる他、当社が不適切と判断する態様において付加機能を利用したとき。

2 当社は、料金表第1表第3に特段の定めがあるときは、その付加機能の利用の停止又は廃止を行うことがあります。

3 付加機能の提供条件

- (1) 当社は、料金表第1表 (KDDI IOTコネク ト A i r 通信サービスに関する料金) 第3 (付加機能使用料) に定める付加機能に関するKDDI IOTコネク ト A i r 通信契約者の損害については第7章 第22条 (通信の条件) の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、通信内容の変化若しくは消失、システムの動作不良又は契約者と第三者との紛議については、一切の責任を負いません。
- (2) KDDI IOTコネク ト A i r 通信契約者は、当社がウェブサイトに掲示する各々の付加機能サービスの利用方法その他の提供条件に従って各々の付加機能サービスを利用するものとします。
- (3) KDDI IOTコネク ト A i r 通信契約者は、料金表第1表 (KDDI IOTコネク ト A i r 通信サービスに関する料金) 第3 (付加機能使用料) に定める+Cana lを利用する場合、当社が同料金表第1表 第3に定めるVPG利用S I Mオプション、P e e r i n g 機能の利用が必要となります。
- (4) KDDI IOTコネク ト A i r 通信契約者は、料金表第1表 (KDDI IOTコネク ト A i r 通信サービスに関する料金) 第3 (付加機能使用料) に定める+D i r e c tを利用する際、当社が同料金表第1表 第3に定めるVPG利用S I Mオプション

、V I F機能の利用が必要となります。

第5章 S I Mの貸与等

(S I Mの貸与)

第16条 当社は、契約者に対し、S I Mを貸与します。この場合において、貸与するS I Mの数は、1のK D D I I o Tコネク ト A i r通信契約について1とします。

2 当社は当社の業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するS I Mを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

(電気通信番号その他の情報の登録等)

第17条 当社は、次の場合に、当社の貸与するS I Mに電気通信番号その他の情報の登録等を行います。

(1) S I Mを貸与するとき。

(2) その他、当社からS I Mの貸与を受けているを保有するK D D I I o Tコネク ト A i r通信契約者から、そのS I Mへの電気通信番号その他の情報の登録等を要する請求があったとき。

2 当社は、前項の規定によるほか、第11条（電気通信番号）第2項の規定により電話番号を変更する場合は、電話番号の登録等を行います。

(S I Mの破棄)

第18条 当社からS I Mの貸与を受けている契約者は、次の場合には、当社の指示に従ってそのS I Mに切り込みを入れ、これを破棄していただきます。

(1) そのS I Mに係るK D D I I o Tコネク ト A i r通信契約の解除があったとき。

(2) 第16条（S I Mの貸与）第2項の規定により、当社がS I Mの変更をおこなったとき

(3) その他契約者がS I Mを利用しなくなったとき。

(S I Mの管理責任)

第19条 当社からS I Mの貸与を受けているK D D I I o Tコネク ト A i r契約者は、そのS I Mを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

2 当社のS I Mの貸与を受けているK D D I I o Tコネク ト A i r契約者は、S I Mについて盗難にあった場合、紛失した場合又は毀損した場合（前条の規定に基づきS I Mを破棄する場合を除きます。）は、速やかに当社に届け出ていただきます。

3 当社は、第三者 がS I Mを利用した場合であっても、そのS I Mの貸与を受けているK D D I I o Tコネク ト A i r契約者が利用したとみなして取り扱います。

4 当社は、S I Mの盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

第6章 利用中止等

(利用中止)

第20条 当社は、次の場合には、KDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第21条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりKDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスの利用を中止するときは、あらかじめKDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者にそのことを通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第21条 当社は、KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間（そのKDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスに係る料金等その他の債務（当社の契約約款等の規定により支払いを要することとなった電気通信サービスに係る料金等（当社がKDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスに係る料金等と料金月単位で一括して請求するものに限りま す。）をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金等その他の債務が支払われるまでの間）、そのKDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金等その他の債務について、当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者が当社と契約を締結している他の電気通信サービス（他のKDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスを含みます。以下本条において同じとします。）又は締結していた他の電気通信サービスに係る料金等その他の債務（その契約により支払いを要することとなったものをいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者がそのKDDI I o Tコネク ト A i r通信サービス又は当社と契約を締結している他のKDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスの利用において、第43条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認め たとき。
- (4) KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者が、別記6の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき。
- (5) KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者が、別記12又は13の規定に違反したとき。
- (6) 前各号のほか、この約款の規定に反する行為であつて、KDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定によりKDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスの利用停止をするときは、あらかじめ、KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者にその理由、利用停止をする日及び期間を通知します。

ただし、前項第3号の規定によりKDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスの利用停止をする場合であつて、緊急止むを得ないときは、この限りではありません。

第7章 通信

(通信の条件)

- 第22条 通信は、KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者の指定するKDDI I o Tコネク ト A i r端末設備が当社の指定するホームページ上に掲載されているサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。
- ただし、その区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。
- 2 当社は、技術上その他のやむを得ない理由により、事前の通知なく、KDDI I o Tコネク ト A i r基地局設備の移設又は減設等を行うことがあります。この場合において、前項の区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。
 - 3 アクセスポイントまたは相互接続点との間の通信は、当社が定めた通信に限り行うことができます。
 - 4 KDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。
ただし、その通信プロトコルの係る伝送速度を保証するものではありません。
 - 5 KDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスに係る伝送速度は、通信状況又は通信環境その他の要因により変動するものとします。
 - 6 KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者は、1のKDDI I o Tコネク ト A i r通信契約において、同時に2以上のKDDI I o Tコネク ト A i r端末設備による通信を行うことはできません。
 - 7 当社は、1のKDDI I o Tコネク ト A i r端末設備において、一定時間内に基準値を超える大量の符号を送受信しようとしたときは、その伝送速度を一時的に制限し、又はその超過した符号の全部若しくは一部を破棄します。
 - 8 電波状況等により、KDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスを利用して送受信された情報等が破損又は滅失することがあります。この場合において、当社は、一切の責任を負わないものとします。
 - 9 閉域網等接続サービスに係る通信の条件は、この約款による他、通信の相手先となるアクセス回線に係る契約約款およびAWSカスタマーアグリーメントに定めるところによります。
 - 10 KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者は、通信の相手先となるアクセス回線の契約約款またはAWSカスタマーアグリーメントにより専用回線等を利用することが出来ない場合には、閉域網等接続サービスを利用することが出来ません
 - 11 当社はVPGを介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。
 - 12 当社は、KDDI I o Tコネク ト A i rからVPGまでの区間に限り+Cana lへの接続で必要となるVPG (type-C)、+D i r e c tへの接続で必要となるVPG (type-D)を提供するものとし、VPGと契約者との間の通信は相手先については、アクセス回線に係る契約約款およびAWSカスタマーアグリーメントに則り契約者が確立するものとします。
 - 13 KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者は、当社が別に定める上限を超えて+Cana l、+D i r e c tにP e e r i n g機能を付加することはできません。
 - 14 KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者とVPGとの間の通信は、当社が定める方法により行っていただきます。

(通信利用の制限等)

第23条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関が使用しているKDDI I o Tコネク ト A i r回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま す。）以外のものによる通信の利用を中止する措置を執ることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記9に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

2 当社は、KDDI I o Tコネク ト A i r通信網の通信帯域が逼迫する等して、当社の電気通信サービスの円滑な提供に支障が生じ、及びひいてはKDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスに係る利用者のKDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスの利用に支障が生じることを防止するため、KDDI I o Tコネク ト A i r通信網で取り扱う通信について、大量に受信させる等によってKDDI I o Tコネク ト A i r通信網その他の当社の電気通信サービスに係る電気通信設備の通信帯域を不当に逼迫させる等の目的で送信されるIPパケット（以下「特定目的通信」といいます。）の検知を行うとともに、KDDI I o Tコネク ト A i r通信網で取り扱う通信が特定目的通信であると判断したときは、その通信を破棄することがあります。

第24条 当社は、前条の規定によるほか、当社が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は代金債務（立替払等に係る債務をみます。）の履行が為されていないと判断して、当社の電気通信設備に所定の登録を行った端末設備がKDDI I o Tコネク ト A i r通信回線に接続された場合、そのKDDI I o Tコネク ト A i r通信回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあり

ます。

第25条 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

第8章 通信量の測定等

(通信量の測定等)

第26条 通信量の測定等については、料金表第1表（KDDI IoTコネク ト Air通信サービスに関する料金）第2（データ通信料）に定めるところによります。

第9章 料金等

第1節 料金等

(料金等)

第27条 KDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスに係る料金は、料金表第1表（KDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスに関する料金）に規定する基本使用料、データ通信料、付加機能使用料、手続きに関する料金及びユニバーサルサービス料とします。

第2節 料金等の支払義務

(基本使用料等の支払義務)

第28条 KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者は、そのKDDI I o Tコネク ト A i r通信契約に基づいて当社がKDDI I o Tコネク ト A i r通信回線又は付加機能の提供を開始する日であって別記 料金表通則6（課金開始の契機）に定める日から起算してKDDI I o Tコネク ト A i r通信契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、その日）について、基本料等（料金表第1表（KDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスに関する料金）第1（基本使用料）に規定する料金（定額のものに限ります。）をいいます。以下同じとします。）の支払いを要します。

ただし、この約款又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

2 前項の期間において、利用停止等によりKDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料等の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断又は利用停止があったときは、KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者は、その期間中の基本料等の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者は、次の場合を除いて、KDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスを利用できなかった期間中の基本料等の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者の責めによらない理由により、そのKDDI I o Tコネク ト A i r通信契約に係るKDDI I o Tコネク ト A i r回線を全く利用できない状態（そのKDDI I o Tコネク ト A i r通信契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、算出したその日数に対応する基本料等

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(注) 基本使用料等の日割については、料金表通則に定めるところによります。

(データ通信料等の支払義務)

第29条 KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者は、そのKDDI I o Tコネク ト A i r通信回線に係るデータ通信(そのKDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者以外の者が行ったものを含みます。)について、第26条(通信量の測定等)並びに料金表第1表(KDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスに関する料金)第2(データ通信料)に規定に基づき算定したデータ通信料について、支払を要します。

(付加機能使用料の支払い義務)

第30条 KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者は、料金表第1表第3(付加機能使用料)に規定する料金の支払いを要します。

(手続きに関する料金の支払義務)

第31条 KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者は、KDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表(KDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスに関する料金)第4(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払を要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあつたときは、この限りでありません。この場合において、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(ユニバーサルサービス料の支払義務)

第32条 KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者は、料金表第1表第5(ユニバーサルサービス料)に規定する料金の支払いを要します。

第3節 料金の計算及び支払

(料金の計算及び支払)

第33条 料金の計算方法及び支払方法は、この約款に特段の定めがある場合を除き、料金表通則に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第34条 KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日

までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第35条 KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第10章 保守

(契約者の維持責任)

第36条 KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者は、電気通信事業法及び電波法等の関係法令が定める技術基準に適合し、KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約に対応するKDDI I o Tコネク ト A i r端末設備を利用して頂きます。

2 前項の規定のほか、KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者は、KDDI I o Tコネク ト A i r端末設備を無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第37条 KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者は、KDDI I o Tコネク ト A i r端末設備がKDDI I o Tコネク ト A i r通信回線に接続されている場合であって、KDDI I o Tコネク ト A i r回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、そのKDDI I o Tコネク ト A i r端末設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 当社は、当社の電気通信設備に故障がないと判定した場合において、KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因がKDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者に係る電気通信設備にあったときは、KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第38条 当社は、当社の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第23条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順 位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記9に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの

	預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第11章 損害賠償

(責任の制限)

第39条 当社は、KDDI IOTコネク ト A i r通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのKDDI IOTコネク ト A i r通信サービスが全く利用できない状態（そのKDDI IOTコネク ト A i r通信契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのKDDI IOTコネク ト A i r通信契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、KDDI IOTコネク ト A i r通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのKDDI IOTコネク ト A i r通信サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1) 料金表第1表（KDDI IOTコネク ト A i r通信サービスに関する料金）第1（基本使用料）に規定する料金

(2) 料金表第1表第2（データ通信料）に規定する料金（そのKDDI IOTコネク ト A i r通信契約に係るKDDI IOTコネク ト A i r回線を全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月における1日平均のデータ通信料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

(3) 料金表第1表第3（付加機能使用料）に規定する料金

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

4 当社は、KDDI IOTコネク ト A i r通信サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

(免責)

第40条 当社は、電気通信設備の修理又は復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されている内容が変化又は消失したことにより損害が生じた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものでないときは、その責任を負わないものとします。

2 当社は、KDDI IOTコネク ト A i r通信サービスに係る技術仕様その他の提供条件の変更又は電気通信設備の更改等に伴い、KDDI IOTコネク ト A i r通信契約者が使用若しくは所有しているKDDI IOTコネク ト A i r端末設備（そのKDDI IOTコネク ト A i r機器を結合又は装着等することにより一体的に使用される電子機器その他の器具を含みます。）の改造又は交換等を要することとなった場合であっても、その改造又は交換等に要する費用については負担しません。

第12章 雑則

(発信者番号通知)

第41条 KDDI I o Tコネク ト A i r通信回線からのSMSの送信については、その電話番号をそのSMSを受信した電気通信回線へ通知します。

ただし、次の各号に定めるSMSの送信については、この限りではありません。

- (1) その送信に先立ち、184をダイヤルして行うもの。
- (2) この取扱いを拒む旨をあらかじめ登録しているKDDI I o Tコネク ト A i r通信回線からのもの（その送信に先立ち、186をダイヤルして行うものを除きます。）

(承諾の限界)

第42条 当社は、KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その請求をしたKDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者にその理由を通知します。

ただし、この約款に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第43条 KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者は、次のことを守っていただきます

- - (1) KDDI I o Tコネク ト A i r端末設備を取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線状その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又はKDDI I o Tコネク ト A i r端末設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
 - (2) 通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
 - (3) 当社がKDDI I o Tコネク ト A i r端末設備に登録した認証情報を改ざんしないこと。
 - (4) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、若しくは他人の利益を害する態様でKDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスを利用し、又は他人に利用させないこと。
なお、別記15に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。
 - (5) 位置情報（KDDI I o Tコネク ト A i r端末設備の所在に係る緯度及び経度の情報をいいます。以下同じとします。）を取得することができるKDDI I o Tコネク ト A i r端末設備をKDDI I o Tコネク ト A i r回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。
- 2 KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者は、別記20に定めるユーザーコンソール提供サービスにおいて必要となるユーザーID（メールアドレス）およびパスワード（以下、「ユーザーID等」といいます。）の管理責任を負うものとします。
- 3 ユーザーID等の貸与、譲渡または売買はできないものとします

- 4 KDDI IOTコネク ト A i r通信契約者は、ユーザーID等の漏洩、不正利用等に起因して生じた一切の損害について責任を負うものとします。但し、当社の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではないものとします。
- 5 KDDI IOTコネク ト A i r通信契約者は、前項各号の規定に違反して他人に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。

(注) そのKDDI IOTコネク ト A i r通信回線について、当社が通信のふくそうを生じさせるおそれがある等として禁止する態様で利用されていると当社が認めたときは、本条第1項第2号の規定に違反したものとして取り扱います。

(契約者の氏名等の通知)

第44条 KDDI IOTコネク ト A i r通信契約者は、第9条(KDDI IOTコネク ト A i r通信契約者が行うKDDI IOTコネク ト A i r通信契約の解除)又は第10条(当社が行うKDDI IOTコネク ト A i r通信契約の解除)の規定に基づきKDDI IOTコネク ト A i r通信契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、別記12に定める電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号、生年月日及び支払状況等の情報(KDDI IOTコネク ト A i r通信契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限りま す。)を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

第45条 KDDI IOTコネク ト A i r通信契約者は、そのKDDI IOTコネク ト A i r通信回線からのSMSの送信について、そのSMSを受信した他の電気通信回線に係る契約を締結している者からの申告に基づき、その他の電気通信回線に係る電気通信事業者が定める禁止行為(この約款の別記15に定める禁止行為に相当するものをいいます。)に抵触すると判断した場合は、その電気通信事業者が別記22に定める電気通信事業者に、そのSMS送信を行った契約者回線に係る電話番号、SMS受信時刻(当社の電気通信設備において、そのSMS送信を示す情報を受信した時刻をいいます。)、文字メッセージの内容等(当社が別に定めるものに限りま す。)を通知することに、あらかじめ同意するものとします。

(契約者に係る情報の利用)

第46条 当社は、KDDI IOTコネク ト A i r通信契約者に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社又は協定事業者等の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等又は協定事業者等の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

なお、KDDI IOTコネク ト A i r通信サービスの提供にあたり取得した個人情報 の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、KDDI IOTコネク ト A i r通信契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(法令に規定する事項)

第47条 KDDI IOTコネク ト A i r通信サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定める事項については、別記5から13及び16に定めるところによります。

(閲覧)

第48条 この約款において、別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

第13章 附帯サービス

(附帯サービス)

第49条 KDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記13に定めるところによります。

別記

1 KDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスの提供区間

当社のKDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスは、次の区間において提供します。

区 分	提 供 区 間
KDDI I o Tコネク ト A i r通信サービス	KDDI I o Tコネク ト A i r回線の終端と相互接続点との間
	KDDI I o Tコネク ト A i r回線の終端とアクセスポイントとの間

2 アクセスポイントを介して接続することの出来る当社電気通信サービス

KDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスにおいて、アクセスポイントを介して接続することのできる当社の電気通信サービスは以下の通りとします。

- (1) 別記 料金表第3 付加機能使用料に定めるSMS機能
- (2) 別記 料金表第3 付加機能使用料に定める国際SMS
- (3) 別記 料金表第3 付加機能使用料に定める+Canna l
- (4) 別記 料金表第3 付加機能使用料に定める+D i r e c t

3 自営電気通信設備の電話番号の登録等

自営電気通信設備（KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者に係る無線機器に限ります。）の電気通信番号の登録等は、次の場合に行います。

ただし、その自営電気通信設備が既に電気通信番号その他の情報が登録されている等により当社が電気通信番号の登録等を行うことができない場合は、電気通信番号の登録等を行いません。

- (1) 自営電気通信設備の接続の請求を承諾したとき。
- (2) KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約の解除があったとき。
- (3) 自営電気通信設備をKDDI I o Tコネク ト A i r通信回線から取りはずしたとき。
- (4) その他KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者から、KDDI I o Tコネク ト A i r通信回線に接続されている自営電気通信設備について、電話番号の登録等を要する請求があったとき。

4 契約者の氏名等の変更

- (1) KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行うKDDI I o Tコネク ト A i r通信サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) 当社は、(1)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者が(1)の届出を怠ったとき又は事実と異なる届出を行ったときは、当社がこの約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

5 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割によりKDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、すみやかに契約事務を行うKDDI I o Tコネク ト A i r通信サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合において、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- (4) KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者は、(1)の届出を怠った場合には、別記4の(1)から(3)の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

6 技術基準等

KDDI I o Tコネク ト A i r端末設備が適合すべき技術基準等は次のとおりとします。

区 分	技術基準等
技術基準	端末設備規則（昭和60年郵政省令第31号）
技術的条件	—

7 KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者からのKDDI I o Tコネク ト A i r端末設備の設置場所の提供等

- (1) KDDI I o Tコネク ト A i r端末設備を設置するために必要な場所は、そのKDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者から提供していただきます。
- (2) KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約に基づいて設置するKDDI I o Tコネク ト A i r端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者から提供していただくことがあります。

8 自営端末設備の接続

- (1) KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者は、そのKDDI I o Tコネク ト A i r通信回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのKDDI I o Tコネク ト A i r通信回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第53条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器又は事業法第63条第2項に規定する技術基準適合自己確認を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。
ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、そのKDDI I o Tコネク ト A i r通信回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

9 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、KDDI I o Tコネク ト A i r通信回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) 当社の係員は、前項の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- (3) 当社は、第1項の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者は、その自営電気通信設備をKDDI I o Tコネク ト A i r通信回線から取りはずしていただきます。

10 自営電気通信設備の接続

- (1) KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者は、そのKDDI I o Tコネク ト A i r通信回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのKDDI I o Tコネク ト A i r通信回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第70条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。
ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。

- (6) KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者は、そのKDDI I o Tコネク ト A i r通信回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

11 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

KDDI I o Tコネク ト A i r通信回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記9（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

12 KDDI I o Tコネク ト A i r端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者は、KDDI I o Tコネク ト A i r端末設備について、電波法（昭和25年法律第131号。以下同じとします。）の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたとき又はKDDI I o Tコネク ト A i r端末設備の検査が必要となるときは、そのKDDI I o Tコネク ト A i r端末設備の使用を停止して、当社が必要な措置を講ずることに応じていただきます。

- (1) KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者は、KDDI I o Tコネク ト A i r端末設備について、電波法（昭和25年法律第131号。以下同じとします。）の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、そのKDDI I o Tコネク ト A i r端末設備の使用を停止して、無線設備規則に適合するよう修理等を行っていただきます。
- (2) 当社は、前項の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- (3) 当社は、(2)の検査の結果、KDDI I o Tコネク ト A i r端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、KDDI I o Tコネク ト A i r端末回線へのそのKDDI I o Tコネク ト A i r端末設備の接続を取りやめていただきます。

13 KDDI I o Tコネク ト A i r端末設備の電波法に基づく検査

別記12に規定する検査のほか、KDDI I o Tコネク ト A i r端末設備の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記12の(2)及び(3)の規定に準ずるものとします。

14 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。

	(2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

15 契約者の禁止行為

- (1) 通信の伝送交換に妨害を与える行為、その他自己以外の者の電気通信設備等の利用又は運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為
- (2) 自己以外の者の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (3) 自己以外の者の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (4) 自己以外の者を差別し、誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (5) 犯罪行為又は犯罪行為を誘発し、若しくは扇動する行為
- (6) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (7) 連鎖販売取引（マルチ商法）に関して法令に違反する行為
- (8) 猥褻若しくは児童ポルノ又は児童虐待等、児童又は青少年に悪影響を及ぼす画像、音声、文字、文書等を送信、記載又は掲載する行為
- (9) 有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為
- (10) KDDI I o Tコネクト A i r通信サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は不当に消去する行為
- (11) 電気通信事業法及び電波法等の関連法令が定める技術基準に適合しない端末を利用すること
- (12) 自己以外の者になりすましてKDDI I o Tコネクト A i r通信サービスを利用する行為
- (13) 本人の同意を得ずに広告、宣伝又は勧誘の文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
- (14) 他人が嫌悪感を抱き、又はそのおそれのある文書等を送信し、記載し、又は掲載する行為
- (15) 売春行為、暴力行為、残虐な行為等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (16) その他法令又はこの約款等に違反する行為
- (17) (1) から (16) までのいずれかに該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

16 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

17 KDDI I o Tコネクト A i r通信契約者の支払状況等の情報を通知する電気通信

事業者

電気通信事業者
株式会社NTTドコモ、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社ウィルコム沖縄、ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社、UQコミュニケーションズ株式会社、株式会社ラネット、株式会社サジェスタム、株式会社ヤマダ電機、株式会社ノジマ、楽天イー・モバイル株式会社、汐留モバイル株式会社、日本通信株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、ニフティ株式会社、株式会社ケイ・オプティコム、UQモバイル沖縄株式会社、プラスワン・マーケティング株式会社、ビックローブ株式会社及び株式会社アクセル

18 支払証明書の発行

- (1) 当社は、KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者から請求があったときは、そのKDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者に係るKDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスの支払証明書を発行します。
- (2) KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者は、(1)の申込みをし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(附帯サービスに関する料金等)に規定する料金の支払いを要します。

19 請求書の発行

- (1) 当社は、KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者が、料金表 第1表に定めるKDDI支払い方法として「請求書払い」もしくは「口座振替」を選択した場合には、請求書を発行します。
- (2) KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約は、(1)の申込みをし、その承諾を受けたときには、料金表第2表(附帯サービスに関する料金等)に規定する料金の支払いを要します。

20 ユーザーコンソール提供サービス

- (1) 当社は、KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより、そのKDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者が別に定めるところにより、そのKDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者の設備を使用して次表左欄に定めるものについて、次表右欄に定める設定等(当社が別に定めるものに限ります。)を行うことができるサービス(以下、「ユーザーコンソールサービス」といいます。)を提供します。

ア 加入契約回線等	KDDI I o Tコネク トA i r通信契約に係る申込の請求 利用の中断、停止、解約に係る請求 利用状況の変更に関する設定
イ 料金表第1表(KDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスに関する料金)第2(データ通信料)に定める品目の変更	KDDI I o Tコネク ト A i r通信サービスにおいて、契約者が指定した料金表第1表第2(データ通信料)に定めるデータ通信速度の最大上限値に応じて規定する品目に係るに関する設定

ウ SIMの申込	SIMの発注、申込及び受け取り確認の設定、解除
エ 料金表第1表第3に定める付加機能の申込等	+Beam、+Canal、+Direct、カスタムDNS等付加機能に係る請求又は設定、解除
オ その他設定・情報閲覧等	その他、当社別に定める内容

- (2) ユーザーコンソール提供サービスを利用した設定等は、実施までに時間を要することがあります。
- (3) 上記のほか、ユーザーコンソール提供サービスの細目事項等は、当社が別に定めるところによります。

21 端末情報取得サービスの提供

KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者は、KDDI I o Tコネク ト A i r端末設備の端末識別番号（IMEI）を取得したり、指定の端末のみで通信を許可するIMEIロック機能を使用することができる端末情報取得サービスを利用することができます。

- (1) KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者は端末情報取得サービスを利用する場合は、事前に契約者顧客から許諾を得るものとします。
- (2) 当社は端末情報取得サービスを通じて取得する端末識別番号（IMEI）の完全性を保証致しません。電気通信回線を通じ、取得できた情報を提供致します。
- (3) 当社は、端末情報取得サービスに関する契約者の損害については第39条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負うものとし、通信内容の変化若しくは消失、システムの動作不良又は契約者と第三者との紛議については、一切の責任を負いません。
- (4) 契約者は、当社がウェブサイトに掲示する端末情報取得サービスの利用方法その他の提供条件に従って端末情報取得サービスを利用するものとします。

22 SMS送信に係る契約者回線の電話番号等を通知する電気通信事業者

電気通信事業者
当社、株式会社NTTドコモ、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社ウィルコム沖縄、ウォルト・ディズニー・ジャパン株式会社、株式会社ラネット、株式会社ヤマダ電機、株式会社ノジマ及び株式会社ウィルコム沖縄

料金表

通則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、基本使用料、データ通信料及び付加機能使用料を、料金月に従って計算します。
- 2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日時を変更することがあります。
- 3 当社は、基本使用料、パケット通信料及び付加機能使用料については、料金月に従って計算したものの合計額により、支払いを請求します。
- 4 当社は、料金その他の計算については、この料金表に定める税抜価格（消費税相当額を含まない価格をいいます。以下同じとします。）により行います。

(料金の日額での課金)

- 5 当社は、日額で課金される料金については、当日の日本時間午前9時から翌日午前8時59分までの期間毎に計算します。

(課金の開始契機)

- 6 当社は、KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者に対し、そのKDDI I o Tコネク ト A i r通信契約に基づいて当社がKDDI I o Tコネク ト A i r通信回線又は付加機能の提供を開始する日のほか、当社がKDDI S I MがKDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者の手元に到達し、別記20に定める「ユーザーコンソール」によりS I Mの「受け取り確認」の登録を行った日、もしくは、当社のS I M発送手続き後3日（発送日を含みます）を経過した日の翌日を第23条（基本使用料等の支払義務）に定めるKDDI I o Tコネク ト A i r通信回線又は付加機能の提供を開始した日として扱います。

(基本使用料の日割)

- 7 基本使用料の日割は、次のとおりとします。
当社は、次の場合が生じたときに限り、基本使用料をその利用日数（（2）の規定による基本使用料の日割は、変更後の料金月に含まれる日数）に応じて日割します。
（1）第28条（基本使用料の支払義務）第2項第2号の表の規定又は同条第3項第2号の表の規定に該当するとき。
（2）起算日の変更があったとき。
- 8 7の規定による基本使用料の日割は、料金月の日数により行います。この場合において、第28条（基本使用料の支払義務）第2項第2号の表の1欄又は同条第3項第2号の表の1欄に規定する基本使用料の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。

(端数処理)

- 9 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。ただし、この料金表に特段の定めがある場合は、この限りではありません。

(料金等の支払い)

- 10 契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 11 料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 12 当社は、支払われた金額について、その充当すべき料金等の指定がないときは、当社が別に定める順序で充当します。

(少額料金の翌月払い)

- 13 当社は、当該料金月に請求すべき料金(税抜価格)の総額が1,000円未満である場合は、その料金月に請求すべき料金を翌料金月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

(料金の一括後払い)

- 14 当社は、12の場合のほか、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(消費税相当額の加算)

- 15 この料金表により、支払いを要するものとされている料金又は工事に関する費用の額は、この約款に規定する税抜価格に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。
ただし、第1表(KDDI IOTコネク ト Air通信サービスに関する料金)第3に規定する国際SMSの利用に係るものデータ通信使用料及び付加機能使用料については、この限りではありません。

(料金等の臨時減免)

- 16 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金等を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のKDDI IOTコネク ト Air通信サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

(料金等の請求)

- 17 KDDI IOTコネク ト Air通信サービスに係る料金その他の債務の請求については、当社が別に定めるところによります。

第1表 KDDI I o Tコネクト A i r通信サービスに関する料金

第1 基本使用料

1 適用

KDDI I o Tコネクト A i r通信サービスに係る基本使用料の適用については、第28条（基本使用料等の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料の適用							
(1) 基本使用料の料金種別の選択	ア 当社は、KDDI I o Tコネクト A i r通信サービスの基本使用料を適用するにあたって、次の料金種別を定めま						
	イ 当社は、別記20に規定するユーザーコンソールの利用状況に応じて、アの料金種別を適用します。						
	ウ KDDI I o Tコネクト A i r通信契約者は、ユーザーコンソールの利用状況を変更することにより、アの料金種別変更の請求をすることができます。						
	エ 当社は、ウの請求があったときは、第7条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱うものとします。						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>料金種別</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プランⅠ</td> <td>別記20に規定するユーザーコンソールの利用状況が「利用中」もしくは「休止中」（の状態をいいます。以下同じとします。）の場合に適用する料金</td> </tr> <tr> <td>プランⅡ</td> <td>別記20に規定するユーザーコンソールの利用状況が「準備完了」もしくは「利用中断中」の場合に適用する料金</td> </tr> </tbody> </table>	料金種別	内容	プランⅠ	別記20に規定するユーザーコンソールの利用状況が「利用中」もしくは「休止中」（の状態をいいます。以下同じとします。）の場合に適用する料金	プランⅡ	別記20に規定するユーザーコンソールの利用状況が「準備完了」もしくは「利用中断中」の場合に適用する料金
料金種別	内容						
プランⅠ	別記20に規定するユーザーコンソールの利用状況が「利用中」もしくは「休止中」（の状態をいいます。以下同じとします。）の場合に適用する料金						
プランⅡ	別記20に規定するユーザーコンソールの利用状況が「準備完了」もしくは「利用中断中」の場合に適用する料金						

2 料金額

1のKDDI I o Tコネクト A i r通信回線ごとに日額

区 分	料 金 額 (税抜価格)
プランⅠ	10円
プランⅡ	5円

第2 データ通信料

1 適用

KDDI I o Tコネクト A i r通信サービスに係るデータ通信料の適用については、第29条（データ通信料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

データ通信料の適用											
<p>(1) データ通信料の算定</p>	<p>ア データ通信料は、KDDI I o Tコネクト A i r通信契約ごとに、1の料金月におけるデータ通信（SMSの利用に係るものを除きます）の総情報量（各セッションの設定から切断までの間に測定した情報量（制御信号等を含みます。）の合計とします。）について、1メガバイトまでごとに1の課金データとして算出します。</p> <p>この場合において、回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により、データ通信（当社が定めるものを除きます）が、相互接続点に到達しなかった場合には、そのデータについては情報量から除きます</p> <p>イ データ通信に係る情報量は、KDDI I o Tコネクト A i r通信網に設置した当社の機器により集計します。</p> <p>ウ 単位測定時間の開始時刻と終了時刻とが異なる料金月に属する場合、その単位測定時間の情報量は、終了時刻が属する料金月の情報量とみなして取り扱います。</p> <p>エ ウの規定は、機器の故障等により2以上の連続する単位測定時間の情報量を区別することができなかつた場合には、それらを合わせて1の単位測定時間とみなして適用します。</p>										
<p>(2) 品目に係るデータ通信料の適用</p>	<p>当社は、データ通信料を適用するにあたって、データ通信速度の最大上限値に応じて、次表に規定する品目を定めます。</p> <table border="1" data-bbox="544 1352 1433 1570"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>データ通信速度の最大上限値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>m i n i m u mクラス</td> <td>3 2 k b p sのもの</td> </tr> <tr> <td>s l o wクラス</td> <td>1 2 8 k b p sのもの</td> </tr> <tr> <td>s t a n d a r dクラス</td> <td>5 1 2 k b p sのもの</td> </tr> <tr> <td>f a s tクラス</td> <td>2 M b p sのもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 当社は、データ通信速度の最大上限値に係る通信速度による通信を保証しません。</p>	品目	データ通信速度の最大上限値	m i n i m u mクラス	3 2 k b p sのもの	s l o wクラス	1 2 8 k b p sのもの	s t a n d a r dクラス	5 1 2 k b p sのもの	f a s tクラス	2 M b p sのもの
品目	データ通信速度の最大上限値										
m i n i m u mクラス	3 2 k b p sのもの										
s l o wクラス	1 2 8 k b p sのもの										
s t a n d a r dクラス	5 1 2 k b p sのもの										
f a s tクラス	2 M b p sのもの										
<p>(3) 通信方向に係るデータ通信料の適用</p>	<p>ア 当社は、データ通信料を適用するにあたって、次表に規定するデータ通信の方向を定め、データ通信の方向ごとにデータ料を算定します。</p> <table border="1" data-bbox="544 1861 1433 2022"> <thead> <tr> <th>データ通信の方向</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上り</td> <td>KDDI I o Tコネクト A i r 端末設備から相互接続点もしくはアクセスポイント</td> </tr> </tbody> </table>	データ通信の方向	内容	上り	KDDI I o Tコネクト A i r 端末設備から相互接続点もしくはアクセスポイント						
データ通信の方向	内容										
上り	KDDI I o Tコネクト A i r 端末設備から相互接続点もしくはアクセスポイント										

		に向けたデータ通信
	下り	相互接続点もしくはアクセスポイントから KDDI IoTコネクタAir端末設備に に向けたデータ通信
	イ KDDI IoTコネクタAir通信契約者は、データ通信の方向ごとに計算したデータ料の合計額について、支払いを要します。	
(4) 通信時間帯に係るデータ通信料の適用	ア 当社は、データ通信料を適用するにあたって、次表に規定する時間帯を定め、時間帯に応じてデータ料を算定します。	
	時間帯	内容
	日中	下記、夜間時間帯以外
	夜間	午前2時から午前6時
	イ KDDI IoTコネクタAir通信契約者は、時間帯ごとに計算したデータ料の合計額について、支払いを要します。	

2 料金額

2-1. 日中時間帯のもの

(1) 上りデータ通信

1MBごとに

区 分	料 金 額 (税抜価格)
minimumクラス	0.2円
slowクラス	0.22円
standardクラス	0.24円
fastクラス	0.3円

(2) 下りデータ通信

1MBごとに

区 分	料 金 額 (税抜価格)
minimumクラス	0.6円
slowクラス	0.7円
standardクラス	0.8円
fastクラス	1円

2-2. 夜間時間帯のもの

(1) 上りデータ通信

1MBごとに

区 分	料 金 額 (税抜価格)
m i n i m u mクラス	0. 2円
s l o wクラス	0. 2円
s t a n d a r dクラス	0. 2円
f a s tクラス	0. 2円

(2) 下りデータ通信

1MBごとに

区 分	料 金 額 (税抜価格)
m i n i m u mクラス	0. 2円
s l o wクラス	0. 2円
s t a n d a r dクラス	0. 2円
f a s tクラス	0. 2円

第3 付加機能使用料

1 適用

付加機能利用料の適用については、第30条（付加機能使用料の支払い義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

2 料金額

区 分		送信文字数	料 金 額 1送信ごとに
ア S M S 機 能	KDDI IoTコネク ト Air 端 末設備を利用してSMS（国際S MSを除きます。）を利用するこ とができるようにする機能	70文字まで （半角英数字のみの場合160文 字まで）	税抜価格3円
		71文字から134文字まで （半角英数字のみの場合161文 字から306文字まで）	税抜価格6円
		135文字から201文字まで （半角英数字のみの場合307文 字から459文字まで）	税抜価格9円
		202文字から268文字まで （半角英数字のみの場合460文 字から612文字まで）	税抜価格12円
		269文字から335文字まで （半角英数字のみの場合613文 字から765文字まで）	税抜価格15円
		336文字から402文字まで （半角英数字のみの場合766文 字から918文字まで）	税抜価格18円
		403文字から469文字まで （半角英数字のみの場合919文 字から1,071文字まで）	税抜価格21円
		470文字から536文字まで （半角英数字のみの場合1,072 文字から1,224文字まで）	税抜価格24円
		537文字から603文字まで （半角英数字のみの場合1,225 文字から1,377文字まで）	税抜価格27円

		604文字から670文字まで (半角英数字のみの場合1,378文字から1,530文字まで)	税抜価格30円
	備考	(ア) 当社は、KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者にSMS機能を提供します。	
		(イ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。	
イ 国際SMS	KDDI I o Tコネク ト A i r端末設備を利用して国際SMSを利用することができるようにする機能	70文字まで (半角英数字のみの場合160文字まで)	税抜価格 100円
		71文字から134文字まで (半角英数字のみの場合161文字から306文字まで)	税抜価格 200円
		135文字から201文字まで (半角英数字のみの場合307文字から459文字まで)	税抜価格 300円
		202文字から268文字まで (半角英数字のみの場合460文字から612文字まで)	税抜価格 400円
		269文字から335文字まで (半角英数字のみの場合613文字から765文字まで)	税抜価格 500円
		336文字から402文字まで (半角英数字のみの場合766文字から918文字まで)	税抜価格 600円
		403文字から469文字まで (半角英数字のみの場合919文字から1,071文字まで)	税抜価格 700円
		470文字から536文字まで (半角英数字のみの場合1,072文字から1,224文字まで)	税抜価格 800円
		537文字から603文字まで (半角英数字のみの場合1,225文字から1,377文字まで)	税抜価格 900円

		604文字から670文字まで (半角英数字のみの場合1,378 文字から1,530文字まで)	税抜価格 1,000円
備考	(ア) 当社は、KDDI I o Tコネク ト A i r 通信契約者に国際SMS機能を 提供します。		
	(イ) 国際SMSの送信には、国内発海外事業者宛て及び海外発国内事業者宛 ての場合があります。		
	(ウ) 本サービスの利用に係る細目事項は、当社が別に定めるところによりま す。		

区 分		単 位	料金額
ウ + B e a m	契約者からの請求により、通信の暗号化 やデータの送信先を当社から契約者の 指定する送信先に変更するサービス	1 リクエストあたり	税抜価格 0.0009円
エ + C a n a l	V P G (t y p e - C) を使用して契約 の申込者が指定するAmazonVP Cとアクセス回線との間で通信を行う ために提供する閉域網等接続サービス	毎時あたり	税抜価格 50円

工 P e e r i n g 機 能	AWS内部のP e e r i n g機能の利用料	毎時あたり	税抜価格 10円
オ + D i r e c t	V P G (t y p e - D) を使用して契約の申込者が指定するWVS AWSダイレクトとアクセス回線との間で通信を行うために提供する閉域網等接続サービス	毎時あたり	税抜価格 300円
カ カ ス タ ム D N S	カスタムDNSを有効にしたグループに所属するS I Mに対する基本利用料	1のK D D I I o Tコネク ト A i r通信回線 ごとに日額	税抜価格 3円
キ V I F 機 能	AWS内部のV I F機能利用料	毎時あたり	税抜価格 10円

ク V P G 利 用 オ プ シ ヨ ン 料 金	KDDI I o Tコネクト A i rのV P Gオプション機能を有効にしたグループに所属するS I Mに対する基本利用料	1のKDDI I o Tコネクト A i r通信回線ごとに日額	税抜価格 5円
備 考	<p>(ア) KDDI I o Tコネクト A i r通信契約者は、+C a n a lを利用する場合、V P G利用S I Mオプション、P e e r i n g機能の利用が必要となります。</p> <p>(イ) KDDI I o Tコネクト A i r通信契約者は+D i r e c tを利用する際、V P G利用S I Mオプション、V I F機能の利用が必要となります。</p>		

第4 手続きに関する料金

1 適用

KDDI I o Tコネクト A i r通信契約に係る手続きに関する料金は、第31条（手続きに関する料金の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用		
手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。	
	料金種別	内 容
	契約事務手数料	KDDI I o Tコネクト A i r通信契約の申し込み請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	利用中断登録手数料	KDDI I o Tコネクト A i r通信契約者が、ウェブコンソーを使用して利用中断の申し込み請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	+C a n a l V P Gセットアップ料金	KDDI I o Tコネクト A i r通信契約者が、+C a n a lの申し込み請求をし、その承諾を受けた時に支払いを要する料金

	+Direct VPGセットア ップ料金	KDDI IoTコネク Air通信契約 者が、+Directの申し込み請求をし 、その承諾を受けた時に支払いを要する料 金
--	----------------------------	--

2 料金額

1 IoTコネク Air通信回線ごとに

料金種別	単 位	料 金 額 (税抜価格)
契約事務手数料	1 契約ごとに	1, 500円
利用中断登録手数料	1 登録ごとに	300円
+Canalセットアップ料金	1 契約ごとに	980円
+Directセットアップ料 金	1 契約ごとに	9, 800円

第5 ユニバーサルサービス料

ユニバーサルサービス料については基本使用料に含むものとします。

また、契約者が利用する電気通信番号が電気通信番号規則に定める第9条第1項第3号の2に該当する場合は支払を要しません。

第6 請求書の発行手数料

1 適用

請求書の発行手数料の適用については、別記19（請求書の発行）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
請求書の発行手数料の適用	KDDI I o Tコネク ト A i r通信契約者は、料金表第1表に定める料金の支払い方法について、「請求書払い」または「口座振替」を選択した場合で、且つ請求額の合計が1,000円未満の場合、2. 料金額に定める請求書発行手数料の支払いを要します。

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額 (税抜価格)
請求書発行手数料	請求書の発行1回ごとに	200円

第2表 附帯サービスに関する料金等

第1 支払証明書の発行手数料

1 適用

支払証明書の発行手数料の適用については、別記18（支払証明書の発行）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
支払証明書の発行手数料の適用	KDDI I o Tコネク ト A i r通信サービス契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額 (税抜価格)
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行1回ごとに	400円

(注) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

附 則

(実施期日)

この約款は、平成28年12月22日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成29年10月26日から実施します。